⑵　交付場所　〒904―0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290―９　沖縄防衛局総務部契約課　電話098―921―8131（内線155）
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
6　申請書の提出
⑴　提出期間　平成27年９月29日から同年10月19日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。平成27年10月19日は正午まで。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成27・28年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成27年９月29日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第８と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成27年10月19日正午以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
7　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合わせとする。
ア　防衛省の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）において建築一式工事で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　防衛省競争参加資格において建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、特定建設工事共同企業体の代表者は1,000点以上、代表者以外の構成員は990点以上である。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第5989号。27. 4. 1）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　代表者は、平成12年度以降に元請けとして、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、３階建て以上、１棟当たりの延べ床面積1,200㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
　代表者以外の構成員は、平成12年度以降に元請けとして鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、１棟当たりの延べ床面積600㎡以上の建物新設に係る建築工事を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
イ　建設業法の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
　なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
9　資格審査結果の通知
　「資格審査結果通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
　資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
11　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「シュワブ（H27）講堂（0512）新設建築工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成27年９月29日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
契約部長　鈴木　正隆
◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08
○第27―1212―１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　購入等物品及び数量　ＩＴＥＲトリチウム除去系性能確証試験装置の製作　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成27年10月22日15時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒319―1184 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地１　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　契約部　契約第１課　電話029―282―1133　内線41063
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成27年９月29日から平成27年10月21日まで
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　平成27年10月５日13時30分
⑵　開催場所　〒319―1195 茨城県那珂郡東海村白方白根２番地４　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　原子力科学研究所　トリチウムプロセス研究棟　１Ｆ　会議室
5　Summary
⑴　Classification of the products to be procured ; 24
⑵　Nature and quantity of the products to be purchased ; Manufacturing of detritiation system for ITER ADS qualification test, 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 3 : 00 PM, 22 October 2015
⑷　Contact point for the notice ; Contract Section 1, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 765―1, Funaishikawa Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1184 Japan. TEL 029―282―1133 ex. 41063